

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年7月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300007 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300010 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額を 14 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 25 日
② 平成 29 年 12 月 25 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金記録に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社に係る処遇改善加算・冬季賞与明細書及び同社からの賞与の振込先とする B 銀行の総合口座通帳の写し並びに請求期間①において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した平成 29 年 8 月 25 日支給の処遇改善加算・夏季賞与明細書から、請求者は、A 社から請求期間①及び②において、14 万円の賞与を支給され、標準賞与額 (14 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の受付日が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 7 月 17 日であることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。